

## 令和7年度ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策） ～第2子以降の利用料補助～

令和5年10月から開始された東京都の第2子保育料無償化事業に伴い、北区では、ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策に限る。以下「利用支援事業」）を利用する保護者の方を対象に、第2子以降の利用料の補助を行っています。

### <制度概要>

| 現行                                |                                                                                                                 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1子                               | 第2子以降                                                                                                           |
| お子さんの人数に関わらず<br>〔利用料金〕1時間150円（税込） |                                                                                                                 |
| 令和5年10月～<br>↓<br>変更なし             | ↓<br>利用料金は変更なし<br>児童一人当たり月額33,000円（上限）<br>まで利用料を補助（ <u>対象条件あり</u> ）<br>↓<br>北区保育課に申請していただくことで、<br>支払った利用料を補助します |

### 1 補助金額

児童一人当たり月額33,000円（上限）

※33,000円未満の場合は、実際に支払った額が補助額になります。

※利用支援事業の利用上限（以下参照）を超えた部分については自己負担になります。

- ・保育短時間認定 1日8時間かつ月160時間
- ・保育標準時間認定 1日11時間かつ月220時間

### 2 対象者

以下のすべての条件に該当する方

- ① 対象児童が0歳児クラス～2歳児クラスかつ第2子以降であること。
- ② 住民税課税世帯であること。
- ③ 待機児童の保護者であること。

（「育休満了者」として利用支援事業を利用している方は対象外です。）

### 3 スケジュール

補助金の交付は年3回（4ヶ月ごと）行います。

令和7年度につきましては以下のとおりです（交通費補助のスケジュールと同じです。）。

| 支払回 | 対象月    | 申請受付期間      | 交付時期 |
|-----|--------|-------------|------|
| 第1回 | 4月～7月  | 8月22日（金）まで  | 9月下旬 |
| 第2回 | 8月～11月 | 12月19日（金）まで | 1月下旬 |
| 第3回 | 12月～3月 | 4月24日（金）まで  | 5月下旬 |

#### 4 提出書類

- ① 交付申請書
- ② 交付請求書兼口座振替依頼書
- ③ 利用料を支払ったことを証明する書類（ベビーシッター事業者が発行した領収書及び、  
利用日ごとの支払金額内訳が確認できる書類）
- ④ 委任状（請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合のみ）
- ⑤ 住民税課税（非課税）証明書の写し（下記を確認いただき、必要な場合のみご提出ください。）

##### < 住民税課税（非課税）証明書／年間収入報告書が必要な場合 >

| 補助対象月              | 状況                                | 必要書類                                                  |
|--------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 令和7年4月<br>～ 令和7年8月 | <u>令和6年1月1日現在</u> 、<br>北区外に住んでいた方 | 令和6年度住民税課税（非課税）証明書の写し<br>（令和6年1月1日現在の居住地の区市町村が発行するもの） |
| 令和7年9月<br>～ 令和8年3月 | <u>令和7年1月1日現在</u> 、<br>北区外に住んでいた方 | 令和7年度住民税課税（非課税）証明書の写し<br>（令和7年1月1日現在の居住地の区市町村が発行するもの） |

◆証明年月日から3か月以内のものをご提出ください。

◆認可保育所の入所申込時に提出済みの場合は提出不要です。

◆上記期間に海外に住んでいた方は、それぞれの年度の「年間収入報告書」をご提出ください。

※対象月ごとに必要書類を取り揃え、受付期間中に北区保育課に郵送するか、窓口（第一庁舎2階2番）にお持ちください。

※③については交通費補助と同じ回で申請する場合は提出不要です。

※提出書類の書式につきましては、北区ホームページからダウンロードできます。

##### 【問い合わせ先】

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22  
北区子ども未来部保育課私立保育園係  
（第1庁舎2階2番）  
TEL：03-3908-1333